

加古川市特定個人情報等取扱要綱

平成27年11月10日
市長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、加古川市における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、番号法の例による。

(組織)

第3条 市長を補佐し、特定個人情報等の取扱いを管理する任に当たる最高情報責任者をおき、加古川市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）に規定する最高情報セキュリティ責任者をもって充てる。

2 最高情報責任者を補佐し、特定個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる統括情報責任者をおき、ポリシーに規定する統括情報セキュリティ責任者をもって充てる。

3 加古川市事務分掌条例（昭和38年条例第15号）第1条に規定する部等及び会計室における特定個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる情報責任者をおき、ポリシーに規定する情報セキュリティ責任者をもって充てる。

4 加古川市事務分掌規則（昭和44年規則第24号）第4条第1項に規定する課等（課等を置かない場合は同項に規定する室とする。）及び会計室（以下「課等」という。）における特定個人情報等を適正に管理する任に当たる情報管理者をおき、ポリシーに規定する情報セキュリティ管理者をもって充てる。

5 情報管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を指定するとともに、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

6 事務取扱担当者は、情報管理者の指示に従い、特定個人情報等を適正に取り扱うものとする。

7 特定個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる監査責任者として、統括情報責任者を充てる。

(複製等の制限)

第4条 事務取扱担当者は、次に掲げる行為については、情報管理者の指示に従い行わなければならない。

(1) 特定個人情報等の複製

(2) 特定個人情報等の送信

(3) 特定個人情報等が保存されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(特定個人情報ファイルの取扱状況の記録)

第5条 情報管理者は、特定個人情報ファイルのうち、電子ファイル（加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）第3条第2号に規定する電磁的記録のうち、情報システムにおいて画面操作の記録を取得することができるシステムのファイルは除く。）の利用及び管理の状況に

ついて記録しなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第6条 職員は、特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合、事務取扱担当者が特定個人情報等の取扱いに関する規程に違反している事実又は兆候を把握した場合その他の安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、速やかに当該特定個人情報等を管理する情報管理者に報告しなければならない。

- 2 情報管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、統括情報責任者及び情報責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに統括情報責任者及び情報責任者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 統括情報責任者は、前項の報告を受けた場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに最高情報責任者に報告しなければならない。
- 5 情報管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

(監査及び点検の実施)

第7条 監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じて随時に監査を行い、その結果を最高情報責任者に報告するものとする。

- 2 情報管理者は、自ら管理責任を有する特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じて随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を最高情報責任者に報告するものとする。
- 3 特定個人情報等の適正な管理のための措置については、最高情報責任者、情報責任者及び情報管理者は、監査及び点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第8条 最高情報責任者、統括情報責任者、情報責任者及び情報管理者は、特定個人情報等がこの要綱に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者等の教育)

第9条 統括情報責任者は、情報管理者に対し、その所管する課等における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教育及び研修を行うものとする。

- 2 統括情報責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の向上を図るための啓発その他必要な教育及び研修を行うものとする。
- 3 統括情報責任者は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項等に関する教育及び研修を行うものとする。
- 4 統括情報責任者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する

職員に対し、特定個人情報等の適正な管理のために、情報システムの管理、運用に関して必要な教育及び研修を行うものとする。

5 情報管理者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適正な管理のために、教育及び研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(特定個人情報等を取り扱う区域の明確化)

第10条 情報管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域及び特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域を明確にしなければならない。

(機器、記録媒体及び書類の盗難等の防止)

第11条 事務取扱担当者は、情報管理者の指示に従い、特定個人情報等が保存されている機器、記録媒体及び書類を施錠できるキャビネット等へ保管しなければならない。

(書類の送付又は持ち出し)

第12条 事務取扱担当者は、情報管理者の指示に従い、特定個人情報等が記載されている書類を送付又は持ち出す場合は、封筒に入れる等外部から容易に見えない措置を講じなければならない。

(消去又は廃棄)

第13条 事務取扱担当者は、特定個人情報等又は特定個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合は、情報管理者の指示に従い、当該特定個人情報等の復元又は判読が容易にできない方法により当該特定個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(アクセス制限)

第14条 情報管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該特定個人情報等にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限らなければならない。

2 職員は、アクセス権限を有しない場合は、特定個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報等にアクセスしてはならない。

(不正アクセス等による被害の防止等)

第15条 情報管理者は、個人番号利用事務において使用する情報システム又は特定個人情報ファイルを取り扱う環境について、インターネット（L GWAN、e L T A X等の公的なネットワークを除く。）から独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行うものとする。

(情報システム及び情報システム室の安全管理措置)

第16条 情報システムにおける安全の確保及び情報システム室の安全管理措置については、ポリシーによるものとする。

(業務委託に伴う特定個人情報等の管理に関する調査)

第17条 特定個人情報等の取扱いに関する業務を外部に委託しようとするときは、外部委託をしようとする課等の情報管理者は、当該委託に伴う特定個人情報等の管理に関し、あらかじめ委託先の特定個人情報等の管理に関する体制等について調査しなければならない。

(委託契約)

第18条 前条の委託については、次に掲げる事項を記載した委託契約書により行わなければならない

ない。

- (1) 特定個人情報等に関する秘密保持義務
 - (2) 事務所内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止
 - (3) 特定個人情報等の目的外利用の禁止
 - (4) 再委託における条件
 - (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
 - (6) 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄
 - (7) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化
 - (8) 従業者に対する監督及び教育
 - (9) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
 - (10) 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定
- (補則)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、統括情報責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月10日から施行する。